



転出される方へ

～錦江町から他の市区町村へ行かれる方へ～

★ 転入の手続き

☆いつまでに・・・新しい住所に住み始めた日から14日以内に

☆どこで・・・新住所地の市区町村役場で

☆持ち物は・・・転出証明書・印鑑・運転免許証等（本人確認のための身分証明書）
・国民年金手帳（加入者のみ）・個人番号通知カード（マイナンバーカード）
受給資格証明書（要介護認定申請中または介護サービス受給中の方）
国民健康保険証（転出先世帯の国民健康保険に追加加入するとき）

☆変更したときは・・・その転出証明書が使えますので、新住所地の市区町村役場に申し出てく
（予定日や転出先） ださい。

★ 転出を取り止めたときは・・・転出証明書と印鑑を持って、錦江町役場住民税務課で早めに手続きを行っ
て下さい。

★ その他の手続き

| 項 目 | 錦江町役場での転出手続き（役場の窓口） | 新住所地での転入手続き |
|-------------------------------|--|---|
| 印 鑑 登 録 | 登録は転出日に抹消されます。印鑑登録証をお返しく下さい。（庁舎1階 住民税務課住民チーム） | 印鑑登録の必要な方は、改めて登録の手続きをしてください。 |
| 国民健康保険 後期高齢者医療に 加入している方 | 保険証を返却し、手続きを行ってください。（庁舎1階 保健福祉課保険チーム） | 加入される方は、改めて手続きをしてください。 |
| 国 民 年 金 | 手 続 きの 必 要 は あ り ま せ ん 。（庁舎1階 住民税務課住民チーム） | 年金手帳をお持ちいただき、住所変更の手続きをしてください。 |
| 医療受給者証 | 転出の手続きをし、受給者証を返却してください。（庁舎1階 保健福祉課保険衛生チーム・福祉チーム） | 改めて手続きをしてください。 |
| 介 護 保 険 | 被保険証を返却し保険料の手続きをしてください。要介護認定申請中または介護サービス受給中の方は受給資格証明書の発行手続きをしてください。（庁舎1階 保健福祉課介護チーム） | 新住所地の市区町村役場に、お問い合わせください。 |
| 保 健 衛 生 | 妊婦及び乳幼児のいる家庭は母子手帳を持参してください。 犬を飼われている家庭は飼い犬の登録原簿の発行手続きをとってください。（庁舎1階 保健福祉課保険衛生チーム） | ・新住所の市町村の担当課にお問い合わせください。 ・新住所の市町村の担当課に登録原簿を提出してください。 |
| 児 童 手 当 | 転出の手続きをしてください。（庁舎1階 保健福祉課福祉チーム） | 改めて申請してください。 |
| 保 育 園 | 退所届を保健福祉課に提出してください。（庁舎1階 保健福祉課福祉チーム） | 新住所地の市区町村役場に、お問い合わせください。 |
| 小・中学校 | 在学証明書や教科書給与証明書などを在籍校から受け取り、修学予定校へお持ちください。（教育課教育総務チーム） | 新住所地の教育委員会に、お問い合わせください。 |
| 水 道 | 給水停止の手続きをしてください。（本庁1階 建設課住宅水道チーム・田代支所1階 産業建設課経済建設チーム） | 新住所の市町村の担当課にお問い合わせください。 |
| 住 宅 | 退居の手続きをし、退居検査を行います。住宅料の精算をしてください。（庁舎1階 建設課住宅水道チーム） | 必要な方は、改めて申込みをしてください。 |

マイナンバーについてのお知らせ



※転出証明書には、個人番号が記載されているため、取り扱いには十分注意してください。

【通知カードをお持ちの方】

新住所地に、転入する方全員分の通知カードをお持ちのうえ、転入の手続きを行ってください。

【通知カードを紛失してしまった方】

新住所地にて、転入の届出の際、通知カードを紛失した旨お伝えください。

(外出先で紛失してしまった場合、警察に遺失届出をし、受理番号を控えてください。)

転入先市町村から新住所記載の通知カードが新住所地に発送されます。

※通知カードの再交付は有料となりますので、詳しくは転入先市町村へご確認ください。

【個人番号カードの交付申請をされた方】

錦江町での交付申請は取り消されるため、転入先市町村にて再度申請が必要となります。

詳しくは、転入先市町村へご確認ください。

【個人番号カードの交付申請をされていない方】

転入手続きの際、個人番号カードの交付申請を行う場合は、その旨お伝えください。

【個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方】

転入の手続きの際、以下の点にご注意ください。

- ① 転入届の際は（個人番号カード・住民基本台帳）カードを持参すること。
- ② 異動日（新住所に住み始めた日）から14日以内に届出をすること。
- ③ カードに設定されている暗証番号を入力できること。

以上の注意事項を満たさなければ、個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用を受付できない可能性がありますので十分ご注意ください。

※任意代理人が届出をする場合、転入届には委任状が必要となり、個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用について受付できない可能性があります。詳細は転入先市区町村にお問い合わせください。

錦江町役場

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話 0994-22-0511 (代表)

田代支所

〒893-2492 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓827番地1

電話 0994-25-2511 (代表)